

自動販売機設置に係る行政財産の貸付け 仕様書

1 貸付物件名

自動販売機設置に係る行政財産の貸付け

2 設置場所等

別紙貸付物件概要のとおり

3 貸付期間

令和8年10月1日から令和13年9月30日まで（更新なし）

4 自動販売機の設置条件

(1) 貸付けの形態と期間

地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく行政財産の貸付けとする。また、建物の貸付けを行う場合、借地借家法第38条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。

貸付期間は5年間

(2) 設置及び利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ① 災害が発生し避難場所となった場合、支援物資として飲料の提供が可能となる自動販売機を設置すること。
- ② 貸付料及び光熱費を期限までに確実に納付すること。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- ④ 販売品の搬入及び廃棄物の搬出時間及び経路については、武豊町の指示に従うこと。

(3) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守すること。

- ① 商品補充、金銭管理などの自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分に注意するとともに、在庫、補充管理を適切に行うこと。

- ② 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルすること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、「食品、添加物等の規格基準」（食品衛生法）等の関係法令の遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への許可、届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- ⑤ 自動販売機の故障や問い合わせについては、24 時間対応可能な連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。

5 販売商品の種類・価格

(1) 販売品目

別紙貸付物件概要のと通りの飲料とし、酒類の販売は行わないこと。

※商品販売に営業許可等が必要な場合は、事前に許可等を受け、設置前に写しを提出すること。

(2) 販売価格

標準販売価格と均衡のとれた価格で販売すること。

6 貸付料

貸付料は、入札により決定した金額とする。

7 光熱費

専用メーターにより算定した額を貸付料とは別に徴収する。

8 費用負担

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費及び維持管理等に要する費用は

すべて設置事業者の負担（設置に伴う電気工事費も含む。）とする。

なお、設置に当たっては武豊町の指示に従うこと。

9 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復すること。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を武豊町に請求することはできない。

10 商品等の盗難及び破損

- (1) 武豊町の責に帰することが明らかな場合を除き、武豊町はその責を負わない。
- (2) 設置者は商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

11 その他

- (1) 施設管理上、公園の利用時間に変更が生じることがある。
- (2) 自然災害等により自動販売機の使用が困難となったときは、武豊町はその責を負わない。
- (3) 施設の利用形態の変更に伴い自動販売機の設置位置を移動せざるを得なくなったときは、その費用は設置事業者の負担とする。
- (4) 自動販売機設置に係る行政財産の貸付けに関し、疑義が生じた場合は協議のうえ決定する。

(別紙) 貸付物件概要

【貸付物件名】

自動販売機設置に係る行政財産の貸付け

【販売品目】

缶・瓶・ペットボトル類、もしくは紙パック類とすること。

※主としてお茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類などの缶・瓶・ペットボトル等の密閉容器式の容器、もしくは紙パック容器。

物件 番号	財産名称	所在地	設置場所	外形寸法の上限	台数	特記事項
1	武豊中央公園	武豊町字中根2丁目 地内	武豊中央公園（トイレ東側） ※現況写真左側区画	幅 149cm 高さ 188cm 奥行 75cm	1台	

※自動販売機の設置台数は、貸付物件1つに対して1台とします。

※外形寸法の上限には、放熱スペース及び支持台等を含みます。

※自動販売機の機種によっては、設置及び商品の補充やメンテナンスのため扉開放や通行等に支障がある場合も考えられます。事前に現地設置場所の確認をお願いします。

設置場所



現況写真